

久留米市中央学校給食共同調理場
維持管理運営包括委託事業

包括委託契約書（案）

【変更箇所 見え消し版】

令和6年 月 日

久留米市

包括委託契約書

- 1 事業名 久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業
- 2 事業場所 久留米市野中町 1339 番地 1
- 3 契約期間 本契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 金●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円。なお、契約金額は、企業向けサービス価格指数及び建設物価建築費指数の変動を基に算定した増減額、税制度の変更を基に算定した増減額並びに給食提供数の変動を基に算定した増減額の合計額の範囲内で増減する。）
- 5 契約保証金 本契約第 6 条のとおり

上記の事業について、久留米市（以下「市」という。）と株式会社●●（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な包括委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

久留米市	所在地	久留米市	
	商号又は名称	久留米市	
	代表者職氏名	久留米市長 原口 新五	印
事業者	所在地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		印

目 次

第 1 章	総則	1
	第1条 (目的)	1
	第2条 (用語の定義)	1
	第3条 (契約の履行等)	1
	第4条 (公共性及び事業者による事業の趣旨の尊重)	1
	第5条 (規定の適用関係)	2
	第6条 (契約の保証)	2
	第7条 (許認可、届出等)	2
	第8条 (保険)	2
	第9条 (要求水準書の変更)	3
	第10条 (責任の負担)	3
	第11条 (臨機の措置)	3
	第12条 (業務計画書の作成及び提出)	3
第 2 章	開業準備・引継業務	4
	第13条 (業務の引継)	4
第 3 章	維持管理・運営業務	4
第 1 節	総則	4
	第14条 (維持管理・運営業務の実施)	4
	第15条 (貸与品等)	4
	第16条 (モニタリング)	4
	第17条 (近隣対応)	5
	第18条 (第三者による実施)	5
	第19条 (第三者に及ぼした損害等)	5
第 2 節	維持管理業務.....	5
	第20条 (本施設の修繕等)	5
	第21条 (保守管理記録等の作成及び提出)	6
	第22条 (修繕及び改修業務)	6
	第23条 (監督職員)	6
第 3 節	運営業務.....	6
	第24条 (異物混入・食中毒等)	6
第 4 章	委託料の支払等	8
	第25条 (委託料の支払)	8
	第26条 (委託料の減額)	8
	第27条 (委託料の返還)	8
第 5 章	契約期間及び契約の終了	9
	第28条 (契約期間)	9
	第29条 (建物等の検査)	9

第30条	(契約期間満了時の業務)	9
第31条	(契約不適合による解除権)	9
第32条	(モニタリングによる契約解除)	10
第33条	(暴力団排除措置による解除権)	10
第34条	(談合その他の不正行為が行われた場合の解除権)	11
第35条	(市の事由による契約解除)	12
第36条	(解除の効果)	12
第6章	法令の変更	13
第37条	(法令変更の通知)	13
第38条	(協議及び追加費用の負担)	13
第39条	(契約の解除)	13
第7章	不可抗力	14
第40条	(不可抗力の通知)	14
第41条	(協議及び追加費用の負担)	14
第42条	(契約の解除)	14
第8章	その他	15
第43条	(公租公課の負担)	15
第44条	(損害賠償)	15
第45条	(遅延損害金)	15
第46条	(権利義務の処分等)	15
第47条	(決算報告書の提出等)	15
第48条	(成果物の利用及び著作権)	16
第49条	(著作権等の侵害の防止)	16
第50条	(特許権等の使用)	16
第51条	(請求、通知の様式等)	17
第52条	(秘密保持)	17
第53条	(個人情報保護)	17
第54条	(準拠法)	17
第55条	(管轄裁判所)	17
第56条	(誠実協議)	18
別紙1	保険	19
別紙2	維持管理及び運営業務のモニタリング	20
別紙3	委託料の減額	22
別紙4	委託料の構成、支払方法等	25
別紙5	法令変更による費用負担	30
別紙6	不可抗力による費用負担	31
別紙7	個人情報取扱特記事項	32
別紙8	リスク分担表	34

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約（頭書を含む。以下同じ。）は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる他、文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項等に定義された意味を有するものとする。

- (1)「募集要項等」とは、本事業の募集要項、要求水準書及び審査基準をいう。
- (2)「提案書類」とは、募集要項等の規定に従い優先交渉権者が市に対して提出した本事業に関する一切の提案書類をいう。
- (3)「要求水準書」とは、募集要項等のうち、要求水準書（変更されたときは変更後のもの）及び要求水準書に関する質問回答をいう。
- (4)「準備期間」とは、本契約締結日から令和7年3月31日までの期間をいう。
- (5)「業務開始日」とは令和7年4月1日をいう。
- (6)「年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (7)「設計図書」とは、本施設の竣工図書をいう。
- (8)「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。
- (9)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- (10)「基本協定書」とは、本事業に関して市と優先交渉権者との間で令和●年●月●日付にて締結された基本協定書をいう。

(契約の履行等)

第3条 市及び事業者は、本契約の各規定に基づき、募集要項等及び提案書類に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 事業者は、適用される法令、各種基準、学校給食に関する通知や通達その他所轄官庁の指導等を遵守して本事業を実施しなければならない。
- 3 事業者は、市の事前の承諾なく、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。
- 4 事業者は、本事業を、募集要項等に従って善良なる管理者の注意をもって遂行しなければならない。

(公共性及び事業者による事業の趣旨の尊重)

第4条 事業者は、本事業が学校給食共同調理場の維持管理及び運営を行う点で公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

- 2 市は、本事業が事業者によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従い、かかる趣旨を尊重するものとする。

(規定の適用関係)

第5条 事業者は、本事業を、本契約、募集要項等及び提案書類に従って遂行するものとする。

ただし、これらの内容に相違があるときは、本契約、募集要項等、提案書類の順に優先して適用されるものとし、質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

- 2 提案書類と要求水準書の内容に差異があるときは、提案書類に記載された業務の水準が要求水準書に記載された業務の水準を上回るときに限り、提案書類が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第6条 事業者は、市に対し、市が定める日までに、契約保証金として委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第27条第1項各号に該当するものとして、市が契約保証金を減免することとしたときは、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、久留米市契約事務規則第26条第3項各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- 3 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定と解釈しない。

- 4 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、事業者が市に対して負う損害賠償金、違約金その他の債務に充当することができる。

- 5 契約の変更により委託料に増減が生じたときは、変更後の委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10に達するまで、契約保証金を追加納付させ、又は還付することができる。この場合において、追加納付する契約保証金については、第2項の規定を準用する。

- 6 契約保証金又はこれに代わる担保の提供には、利息は付さない。

(許認可、届出等)

第7条 事業者は、本契約上の義務を履行するために必要な許認可を自己の責任及び費用において取得及び維持しなければならない。届出等を自己の責任及び費用において行わなければならない。ただし、市が取得及び維持すべき許認可並びに届け出るべきものについては市が必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の許認可の取得及び届出に関し、市に事前説明及び事後報告を行うものとする。

- 3 事業者が市に対して許認可の申請又は届出について協力を求めたときは、市は事業者による許認可及び届出に必要な資料の提出その他について協力する。

- 4 市が事業者に対して許認可の申請又は届出について協力を求めたときは、事業者は必要な資料の提出その他について協力する。

(保険)

第8条 事業者は、契約期間中、別紙1に規定する保険を自ら付保し、又は保険契約者をして、付保させなければならない。

- 2 事業者は、前項の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを速やかに市に提出

しなければならない。

- 3 事業者は、市の承諾なく保険契約、保険金額その他条件の変更若しくは解約をし、又は保険契約者に同様の変更若しくは解約をさせてはならない。

(要求水準書の変更)

第9条 市又は事業者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容及び変更理由を相手方に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- 2 市又は事業者は、前項の通知を受けたときは、相手方と協議を行うものとする。
- 3 前項の協議の結果、市が要求水準書を変更した場合、市は当該変更内容その他当該変更に伴う変更内容について事業者に通知するものとする。

(責任の負担)

第10条 事業者は、本契約において別段の定めのある場合を除き、事業者の本事業実施に関する市による確認、承諾、承認若しくは立会い又は事業者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の責任も免れず、当該確認、承諾、承認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら新たな責任を負担しない。

(臨機の措置)

第11条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ、市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

- 2 前項の場合においては、事業者は、講じた措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置を講ずることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、委託料の増額は行わない。なお、不可抗力に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、別紙6の通りとする。

(事業計画書等の作成及び提出)

第12条 事業者は、要求水準書に従い、事業計画書及び維持管理・運営に関する計画書を作成し、定められた提出時期までに市に提出して市の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、要求水準書に従い、維持管理・運営に関する報告書を作成し、定められた提出時期までに市に提出しなければならない。

第2章 開業準備・引継業務

(業務の引継)

第13条 事業者は、準備期間において、前事業者から、要求水準書に従い業務の引継を受けるものとする。

第3章 維持管理・運營業務

第1節 総則

(維持管理・運營業務の実施)

第14条 事業者は、業務開始日から契約期間の終了まで維持管理・運營業務を実施するものとする。

(貸与品等)

第15条 市は、業務開始日以降、維持管理・運營業務の実施に当たり、あらかじめ示した物品等（以下「貸与品等」という。）を事業者に無償で貸与する。

2 事業者は、その責任において貸与品等の状況を確認の上使用するものとし、貸与品等を維持管理・運營業務のために供し、その目的以外に使用してはならない。

3 事業者は、市と協議のうえ、貸与品等の処分等を行うことができる。

4 事業者は、貸与品等以外に必要と認める備品等を自己の責任及び費用により調達することができる。

5 事業者は、第3項により貸与品等に異動が生じた場合、その異動状況を整理した関係書類を整備し、本事業の終了時、当該書類とあわせ事業者が更新した貸与品等を利用可能な状態で市に引き継ぐものとする。

6 事業者が、その責めに帰すべき事由により貸与品等を紛失又は破損した場合、事業者はその負担において貸与品等を原状に復し、又は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(モニタリング)

第16条 市は、維持管理・運營業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙2に従って、維持管理・運營業務の遂行状況についてモニタリングを行うものとする。

2 事業者は、要求水準書に従い、モニタリング計画書を作成し、維持管理・運營業務開始の1ヶ月前までに市に提出して承諾を得なければならない。

3 事業者は、市から維持管理・運營業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。

4 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用で、維持管理・運營業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができるものとする。

5 事業者は、前3項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させるものとする。

6 モニタリングの結果、事業者による維持管理・運營業務の遂行が本契約に違反し、又は逸

脱していると市が判断した場合には、市は、別紙2に従って、維持管理・運營業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。

7 前項の場合、市は、別紙3に従って、委託料を減額し、又はその支払いを留保するものとする。

(近隣対応)

第17条 事業者は、自己の責任及び費用において、維持管理・運營業務の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。

2 前項に定める近隣対応の実施について、事業者は、市の請求があった場合、その内容及び結果を報告するものとし、市は、事業者に対して、必要に応じて協力するものとする。

3 第1項の近隣対応の結果、事業者に生じた費用又は損害については、事業者が負担する。

4 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟等への対応は、市がその責任及び費用において行うものとする。

(第三者による実施)

第18条 事業者が、提案書類で明示された者以外の者に維持管理・運營業務を実施させようとするときは、事前に市の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、事業者は、提案書類で明示された者以外の者に維持管理・運營業務の全部又は主要な部分を委託してはならない。

2 事業者が、維持管理・運營業務の全部又は一部を第三者に対して委託するときは、全て自己の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第19条 事業者が維持管理・運營業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

2 事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても維持管理・運營業務に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合は、市が当該第三者に対して当該損害（第8条の規定により事業者が加入した保険等により補填される部分を除く）を賠償する。

第2節 維持管理業務

(本施設の修繕等)

第20条 事業者は、募集要項等及び提案書類に従い、本施設の修繕等を、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により事業者が本施設の修繕等を行ったときは、市は、これに要した合理的な範囲の費用を負担するものとする。

2 事業者が本施設の修繕等を行ったときは、事業者は、必要に応じて当該修繕等を設計図書に反映した上で保管し、市の求めに応じ提出するものとする。

(保守管理記録等の作成及び提出)

第21条 事業者は、要求水準書に従い、維持管理業務に係る施設等の状況を管理する保守管理記録等を作成の上で保管し、適宜市に報告するものとする。

(修繕及び改修業務)

第22条 事業者は、修繕及び改修業務の実施にあたって、各々の工事で責任者を定めた着工に関する届出及び施工計画書を着工の30日前までに提出し、市の承認を得なければならない。また、施工に関する承認図についても事前に提出しなければならない。

2 事業者は、修繕及び改修業務が完了した時、各々の工事で完了に関する届出を提出しなければならない。また、施工に関する完成図についても提出しなければならない。

3 市は、前項の完了に関する届出を受領した時には、その日から10日以内に検査を行うものとする。

4 前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられた時は、事業者は、遅滞なく補正を行い、補正完了の届出を提出し、再検査を受けなければならない。

(監督職員)

第23条 市は、監督職員を置いた時には、その氏名を事業者に通知しなければならない。なお、監督職員を変更した時も同様とする。

2 監督職員は、本契約その他の条項に定めるもの及びこの本契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 業務を遂行させるための事業者又は事業者の総括責任者に対する指示

(2) 本契約及び募集要項等の記載内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答、又は事業者若しくは事業者の総括責任者との協議

第3節 運営業務

(異物混入・食中毒等)

第24条 事業者は、法令及び保健所等これを所管する所轄官 公庁(以下「官公庁等」という。)の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

2 給食配送校等において異物混入、食中毒その他事業者の提供した給食の喫食に起因し又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等(以下「食中毒等」という。)が発生した場合、事業者は自己の責任と費用負担により、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について市に報告するものとする。

3 給食配送校等において食中毒等が発生した場合であって、官公庁等によって原因究明等の調査等が行われる場合には、事業者は、自己の責任と費用負担により、当該調査等に最大限協力するものとする。

4 食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、事業者はこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、市の請求によりこれを補償しなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないこ

とを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合は、当該損害は市が負担する。市は合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒否しないものとする。

- 5 食中毒等が原因で第三者に損害が生じた場合における、維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間の委託料のうち当該遂行できない業務（以下本項において「遂行不能業務」という。）に対応する金額の支払及び損害賠償（前項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

（１）市の責めに帰すべき事由による場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する合理的な範囲の損害賠償を妨げない。

（２）市又は事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき第４項の市の承諾を得た場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償はないものとする。市は合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒否しないものとする。

（３）前２号に定める以外の場合、別紙３の「１．維持管理・運營業務」の定めに従って委託料の減額を行い、かつ市の事業者に対する損害賠償を妨げない。

- 6 前項の場合で、別紙４に定める委託料の請求書を市が事業者から受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承諾が得られないときは、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づき委託料のうち遂行不能業務に対応する金額について、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払いの後、食中毒等が前項第３号に定める場合であることが判明したときは、事業者は支払いを受けた委託料のうち遂行不能業務に対応する部分の金額及び別紙３の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、市に速やかに返還するものとする。

- 7 維持管理・運營業務の委託を受け、又はこれを請け負う請負人等が、その故意又は過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合、若しくは当該請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合、市は、食中毒等の発生の原因となった請負人等の変更を、事業者を求めることができるものとする。

第4章 委託料の支払等

(委託料の支払)

第25条 市は、事業者に対し、別紙4に従い委託料を支払い、及び改定するものとする。

(委託料の減額)

第26条 市は、第16条に基づくモニタリングにより、要求水準書に定める水準等を満たしていない事項が存在することを確認した場合、市は、別紙2に従って、維持管理・運営業務について事業者に対し是正勧告を行い、別紙3に従い委託料を減額するものとする。

(委託料の返還)

第27条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、市がこれを事業者に対して通知したときは、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還しなければならない。

第5章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第28条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、令和12年3月31日に終了するものとする。

(建物等の検査)

第29条 市は、契約終了までに、本施設が要求水準書に定める水準等を満たしているか判断すること、本施設が本事業実施のために継続して使用するに支障のない状態にあるか確認すること等を目的とし、要求水準書に定める検査を実施するものとする。

2 市が、前項に従い検査を行う場合、市は本施設に立ち入ることができるものとし、事業者は市が行う検査に協力しなければならない。

3 第1項の検査により、不適合が認められた場合、事業者は、市の指示に従い、自己の責任及び費用において速やかに修繕等を行うものとする。

(契約期間満了時の業務)

第30条 事業者は、業務期間終了時において、後任の事業者が運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう運営業務の承継に必要な事項について、業務委託期間終了前の十分に協議、確認を行うことができる期間を設けた上で市と協議を行い、業務委託期間終了後の長期修繕計画やマニュアル等を作成し、市に提出する。

2 事業者は、市又は市の指定する第三者への業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

3 事業者は、契約期間終了時に、本施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能を発揮でき、継続して使用可能な状態で市に引き継ぐものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化についてはこの限りではない。

4 事業者は、契約期間終了後半年間、構成員又は協力企業をして、連絡窓口として、無償で市又は市が指定する後継の者からの問合せを受けさせる他、市が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。

(契約不適合による解除権)

第31条 市は、事業者が債務の本旨に従った契約の履行をしない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、本契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

2 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約を履行できないことが明らかであるとき。

(2) 事業者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 本契約の締結又は履行に際し重大な不正行為を行ったとき。

- (5) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (8) 前各号のほか、事業者が本契約に違反し、市が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。
- 3 第1項又は前項の解除により事業者が損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わない。
- 4 事業者は、第1項又は第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として、委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10に相当する金額を、市の指定する期日までに市に支払わなければならない。この場合において、違約金は損害賠償の額の予定とは解釈せず、事業者は市が被った損害を賠償しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 本条の規定は、契約不適合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（モニタリングによる契約解除）

- 第32条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。ただし、本条の定めは、前条に基づく本契約の解除を妨げるものではない。
- (1) 別紙3に定める減額ポイントが、維持管理・運営業務に関し、連続する2四半期の合計で60以上になった場合
 - (2) 別紙3に定める減額ポイントが、維持管理・運営業務に関し、1事業年度の合計で80以上になった場合
 - (3) 維持管理・運営業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは事業者又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合、若しくは第24条第7項の定めにしたがって請負人等の変更が行われ、新たな請負人等について市が承諾した場合においては、この限りでない。

（暴力団排除措置による解除権）

- 第33条 市は、事業者若しくは構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当するときは、

催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者には損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など市が求めた是正措置を行わないとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。
 - (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など市が求めた是正措置を行わないとき。
- 2 事業者は、市が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として事業者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 **前第31**条第4項の規定は、第1項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

（談合その他の不正行為が行われた場合の解除権）

第34条 市は、事業者（構成員を含む。この条において同じ。）が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者には損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 本契約に関し、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において

準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前各号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本契約に関し、事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪により逮捕され、又は刑が確定したとき。
- 2 第3-2-1条第4項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

(市の事由による契約解除)

第35条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから2ヶ月経過しても当該遅滞が治癒しない場合。
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。
 - (3) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務(金銭債務を除く。)の履行を怠り、事業者から催告を受けてから30日を経過しても当該不履行が治癒しないとき。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し当該解除により事業者が被った合理的な範囲の追加費用又は損害を賠償する。

(解除の効果)

第36条 第31条から前条までの規定により本契約が解除されたとき(以下本条で「本契約が中途解除されたとき」という。)は、本契約は将来に向かってその効力を失う。

- 2 本契約が中途解除されたときにおいて、履行済の維持管理・運営業務に対応する委託料で未払のものがあるときは、市は事業者との協議に基づき未払分を支払うものとする。
- 3 事業者は、本契約が中途解除されたときは、市又は市が指定する後継の者に維持管理・運営業務の引継を行う。また、引継に必要な費用は事業者が負担する。

第6章 法令の変更

(法令変更の通知)

第37条 市又は事業者は、本契約締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなったとき、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれるときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知するものとする。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第38条 市又は事業者が相手方から前条第1項の通知を受領したときは、市及び事業者は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項の協議にもかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しないときは、市は、法令変更に対する合理的な対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本契約の履行を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙5の規定によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、事業者は市の指示に従うものとし、市の指示に従うことにより事業者に追加費用が生じるときは、市の負担として、委託料の見直しを行うものとする。ただし、追加費用の額が多額となる場合には、市は本契約を解除できるものとする。

(契約の解除)

第39条 本契約締結日の後になされた法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断したとき、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、市は事業者と協議の上、本契約を解除することができる。

第7章 不可抗力

(不可抗力の通知)

第40条 事業者は、本契約締結日の後に、不可抗力により、本契約、要求水準書、業務計画書等で提示された条件に従って維持管理・運営業務を行うことができなくなったとき、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれるときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知するものとする。

2 市及び事業者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第41条 市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しないときは、市は、不可抗力に対する合理的な対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本契約の履行を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙6の規定によるものとする。

(契約の解除)

第42条 本契約締結日の後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断したとき、又は市が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、市は事業者と協議の上、本契約を解除することができる。

第8章 その他

(公租公課の負担)

第43条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。市は、委託料及びこれに対する消費税（地方消費税を含む。）を支払う他は、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(損害賠償)

第44条 事業者は、その責めに帰すべき理由により市の施設等を滅失し、又は毀損したときは、市の認定に基づきその損害（調査費用、弁護士費用を含む。以下この条において同じ。）を賠償しなければならない。

2 市及び事業者は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(遅延損害金)

第45条 市又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、相手方に対し、未受領金額につき、延滞日数に応じ、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延損害金を請求することができる。

(権利義務の処分等)

第46条 事業者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市の事前の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本契約上の権利又は地位の一部若しくは全部を第三者に対して譲渡し、又は担保権の設定その他一切の処分を行うこと。

(2) 既存の株主以外の者に会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第199条に定める募集株式を発行し、又は同法第236条に定める新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（以下総称して「新株発行等」という。）すること。

(3) 既存の株主に対して議決権比率が変更となる新株発行等を行うこと。

2 事業者は、契約期間中、基本協定書第3条第1項各号に定める条件を維持しなければならない。

3 事業者は、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更をしてはならない。

4 事業者は、契約期間終了後も、本契約に基づく義務が全て履行されるまで、解散してはならない。ただし、市が事前に書面による承諾をした場合はこの限りではない。

(決算報告書の提出等)

第47条 事業者は、業務開始日以降、各年度の最終日から3か月以内に、公認会計士又は監査法人の監査済計算書類（会社法第435条第2項による貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）、事業報告、その附属明細書及び年間業務報告書を市に提出し、

かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済計算書類及び年間業務報告書を公開することができる。

- 2 事業者は、定款を変更し、又は代表取締役、取締役若しくは監査役に変動があったときは、速やかに市に変更又は変動を証する書面を添えて報告するものとする。

(成果物の利用及び著作権)

第48条 市は、本契約に関して要求水準書及び市の要求に基づき事業者により作成され市に提出される一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア、データベース等（以下「成果物」という。）について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、この権利及び権限は本契約終了後も存続する。

- 2 前項の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するときは、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 3 事業者は、市が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして行使させてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は市が認めた公共機関をして公表若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 4 事業者は、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は著作者をして行わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(1) 成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 成果物の内容を公表すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の侵害の防止)

第49条 事業者は、成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物が第三者の有する著作権等を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるための費用を負担したときには、事業者は、市に対し、市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第50条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその技術等の使用を指定した場合において、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(請求、通知の様式等)

第51条 本契約に定める請求、通知、承諾、承認及び解除（以下「請求等」という。）は相手方に対する書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があるときは、市及び事業者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

6 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(秘密保持)

第52条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員、従業員又は代理人、コンサルタント及び本条第2項により秘密保持義務を負う業務受託者等その他法令若しくは契約上の守秘義務を負う者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 開示の時に公知であるもの

(2) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となったもの

(3) 第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの。

(4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの。

2 事業者は、その受託者等につき、本契約に基づき事業者が負担する秘密保持義務と同様の義務を負わせるものとする。

3 市は、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところによって情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報保護)

第53条 事業者は、別紙7に規定する個人情報取扱特記事項を遵守の上で、本事業を実施するものとする。

(準拠法)

第54条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第55条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、福岡地方裁判所久留米支部をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第56条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 保険

事業者は、次の保険を付保するものとする。なお、以下の条件は最低限のものであり、事業者の判断により担保範囲の広い補償内容とすることを妨げず、保険契約は1年ごとの更新でも認める。

第三者賠償責任保険

保険契約者：〔提案による〕

被保険者：事業者、事業者から本事業を請け負い、又は受託する全ての者、その全ての下請人及び市

保険期間：契約期間（1年ごとの更新は可とする。）

保険金額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

補償する損害：維持管理・運營業務に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：1事故あたり5万円以下

別紙2 維持管理及び運営業務のモニタリング

1. モニタリングの種類

市の行うモニタリングの種類は、下表の通り、その頻度に応じて3種類とする。なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に事業者を実施日時を通知する。

表 モニタリングの種類

種 類	内容・方法
定期（月次）	月1回、事業者から提出された業務報告書（月報等）の記載内容が正確かつ適切であることを確認するほか、必要に応じて業務現場への立入検査や事業者の説明・報告等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。
定期（四半期）	四半期ごとに、事業者から提出された業務報告書（四半期総括書等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。
不定期	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務報告書（日報等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認する。

市は、定期（月次）のモニタリングについては月報を受領してから14日以内、定期（四半期）のモニタリングについては四半期業務報告書を受領してから14日以内に行い、かつ結果を事業者へ書面で通知する。不定期のモニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は事業者へ結果を書面で通知する。

2. モニタリングの結果の分類

(1) 維持管理・運営業務の不履行

維持管理・運営業務についてのモニタリングの結果、事業者が本契約の不履行があると認められた場合、市は当該不履行を、下表の通り学校給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが要求水準等の未達成の状態である「要求水準等未達成の場合」の2つに分類したうえ、各々を2つのレベルに分類する。

表 給食センター維持管理・運営業務の不履行の分類

要求水準等未達成のうち提供不全の場合	レベル 5	給食を提供できなかった場合	生徒が喫食できなかった場合
	レベル 4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から 20 分以内に配送され、生徒が喫食できた場合
	レベル 3	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を生徒が喫食できなかった場合
要求水準等未達成の場合	レベル 2	是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合
	レベル 1	是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合

市は、「提供不全の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから 3 日以内に当該不履行がレベル 3、レベル 4 又はレベル 5 かを判断し、「要求水準等未達成の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから 7 日以内に当該不履行がレベル 1 かレベル 2 かを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由(第三者の責による交通事故など)によって、やむを得ず不履行となった場合(ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行なう。)

3. 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から 3 日以内に、当該不履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書(以下「改善計画書」という。)を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から 5 日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し改善結果を確認し改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする

別紙3 委託料の減額

市は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者を支払う委託料の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

1. 維持管理・運営業務

(1) 減額ポイント

提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル5 (未提供の場合)	レベル4 (遅配の場合)	レベル3 (一部未提供の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1	0・5
1%以上 5%未満	4	2	
5%以上 10%未満	6	3	1
10%以上 30%未満	8	4	
30%以上	10	5	2

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数) / (各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数)

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、アレルギー対応食対応の誤りによる軽症者の発生や、異物混入による生徒等の負傷の場合における減額ポイントは30ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

要求水準等未達成の場合

レベル	基本減額ポイント
レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2
レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1

2回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

(2) 減額ポイントに応じた減額

委託料の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、委託料の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間における委託料の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間の委託料の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の委託料より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未定供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみに計上する。

減額金額 = (当該四半期の委託料A) × 減額率 - (レベル5に該当する未定供給食数 × 1食当たりの変動料金の単価)

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～3%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～23%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～38%
40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分の委託料の支払停止※※）

※ 上表の委託料の減額率が0%であっても、「未定供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額は行なうものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託料を加算して支払う。

(3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計減額ポイントが 21 以上となった場合、市は、上記(2)に掲げる委託料減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期の委託料の事業者に対する支払いを停止する。この場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託料を加算して支払う。

別紙 4 委託料の構成、支払方法等

ア. 委託料の構成

委託料は、下表の項目により構成される。

表 委託料の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
委託料A	維持管理業務費	建築物保守管理業務 建築設備保守管理業務 調理設備保守管理業務 植栽・外構維持管理業務 清掃業務 警備業務 配送車両維持管理業務 配送車両更新業務 什器備品保守管理・更新業務 食器・食缶等保守管理・更新業務
	運営業務費	検収業務 調理業務 給食運搬・回収業務 洗浄業務 残滓処理業務 衛生管理業務
	その他費用	特別目的会社の運営費、法人税・法人 住民税・法人事業税等法人の利益に対 して係る税金、特別目的会社の税引き後 利益
委託料B	修繕及び改修業務費	蒸気配管更新工事 空調設備更新工事 給湯・給水ポンプ更新工事 給湯チラー更新工事 ボイラー設備更新工事 厨房設備更新工事 照明器具更新工事 入退管理システム更新工事

イ. 支払いの算定方法等

ア) 委託料A

維持管理業務及び運営業務にかかる委託料の総額を委託料Aとする。委託料Aは、固定料金部分と変動料金部分からなる。

(ア) 固定料金部分

市は、委託料Aの固定料金部分を、各年度に分けた上で、それぞれの期間について平準化した額を支払う。支払回数は年4回とする。

(イ) 変動料金部分

市は、委託料Aの変動料金部分を、(ウ)変動料金換算基準に基づく方式で算出した額を支払う。

(ウ) 変動料金換算基準

a 変動料金の考え方

委託料Aの変動料金部分は、各回支払対象期間（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。なお、事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

b 提供給食数等

a) 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用、見学者の試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は委託料Aの固定料金部分に含まれるものとする。

b) 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食センターの維持管理・運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が6,000人以上8,000人以下とならない場合は、固定費と変動費の割合の見直し若しくは委託料Aの見直しについて協議を行なう。

c) 提供給食数の決定方法

生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の10日（ただし4月提供分については、4月2日）までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前）の16時までに、市から事業者に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という）の指示を行う。

d) 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス 200 食以内を基本とする。変更給食数がプラス 200 食を超える場合、事業者は 200 食を超える部分について応諾しないことができるものとする。また、変更給食数がマイナス 200 食を超える場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の 2 稼動日前よりも相当程度前までに、市から事業者に出す当該提供日の実施給食数の指示を行った場合、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、市と事業者で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、6,000 食／日未満の通知もありえる。

c 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は、下表の通り。

表 変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス 200 食以内	実施給食数	同左
プラス 200 食を超える場合	予定給食数 + 200 食 + 事業者が応諾した食数	同左
マイナス 200 食を超える場合	実施給食数	予定給食数 - 200 食

(エ) 支払い手続き

委託料 A にかかる事業者の請求書発行及び市の支払の各期限は下表のとおりとする。なお、事業者は、市から定期（四半期）のモニタリングの結果及び委託料減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

表 支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 31 日	請求書受理後 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 31 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月 30 日	

(オ) 委託料 A の改定及び変更

業務期間中の物価変動に対応して、委託料 A を改定する。

本契約に定めた委託料を基準額とし、9 月 1 日時点で公表されている最新の「企業向けサービス価格指数」（物価指数月報・日銀調査統計局）に基づき、毎年度 10 月 20 日までに指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に

通知し確認を受け、翌年度の委託料を確定する。改定した委託料は翌年度4月1日以降の支払に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

$$\text{改定後の支払額} : AP_t = AP_x \times (CSP I_{t-1} / CSP I_{x-1})$$

AP_t = t年度の各委託料A

AP_x = 前回改定年度の各委託料A

$CSP I_{t-1}$ = t-1年度の「企業向けサービス価格指数」

$CSP I_{x-1}$ = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」

なお、第1回の見直しは、本事業の契約日が属する年度（令和6年度）の9月1日の指標に基づき行う。

区	業務	指標
委託料A	維持管理業務	企業向けサービス価格指数：建物サービス
委託料A	運營業務	企業向けサービス価格指数：労働者派遣サービス

なお、給食運搬・回収業務にかかる燃料費等、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものとする。

(カ) 配送校の増減等による調整があった場合の固定料金の見直し

学校の統合若しくは廃止による配送校の減又は学校の分離、新設若しくは配送範囲の変更等による配送校の増の場合には、維持管理・運営費相当額のうち固定料金の部分を次のとおり見直す。

- a 配送校が増加する場合、給食配送業務、配送車両調達・維持管理業務、運営備品等更新業務等において必要となる追加的な費用は、これら業務に係る固定料金を変更することをもって対応し、変更額、変更時期、支払方法等について、市及び事業者が協議して定める。
- b 配送校が減少する場合、給食配送業務、配送車維持管理業務等において必要がなくなる費用は、配送車両の償却期間等を考慮した上で、これらに係る固定料金を変更することをもって対応し、変更額、変更時期、支払方法等について市及び事業者が協議して定める。

イ) 委託料B

修繕及び改修業務業務にかかる委託料の総額を委託料Bとする。委託料Bは、固定料金とする。

(ア) 委託料の支払い

市は、修繕及び改修業務業務について、第22条の検査に合格した場合、事業者から請求

を受けた日から30日以内に支払う。

(イ) 委託料Bの改定及び変更

業務期間中の物価変動に対応して、委託料Bを改定する。

本契約に定めた委託料を基準額とし、9月1日時点で公表されている最新の「建設物価 建築費指数 工場（S造）」（一般財団法人建設物価格調査会）に基づき、毎年度10月20日までに指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し確認を受け、翌年度の委託料を確定する。改定した委託料は翌年度4月1日以降の支払に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は、(ウ) 委託料Aの改定及び変更の物価変動に準じるものとし、「各委託料A」を「委託料B」に「企業向けサービス価格指数」を「建設物価 建築費指数 工場（S造）」と読み替える。

なお、第1回の見直しは、本事業の契約日が属する年度（令和6年度）の9月1日の指標に基づき行う。

別紙5 法令変更による費用負担

法令の変更により、事業者に本事業の実施について合理的な追加費用が発生した場合、次のいずれかに該当するときは市が負担し、それ以外の法令の変更については事業者が負担する。

- (1) 本事業に直接関係する法令（特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法令は含まれないものとする。）の変更
- (2) 事業者の利益に課される税以外の税の新設又は変更

本契約締結後、事業者の利益に課される税以外の税の新設又は変更が生じた場合、事業者の本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じるときは、当該増加又は減少分を委託料に反映させるべく、市と事業者が協議を行うものとする。

別紙6 不可抗力による費用負担

契約期間中に不可抗力が生じたときは、一年度中に発生した追加費用のうち累計で当該年度の委託料の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担するものとする。

ただし、別紙1に記載される保険に基づき市以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が当該年度の委託料の100分の1を超えるときは、当該超過額は、市が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

事業者の逸失利益及び事業者が自らに帰責事由がないことを立証するための費用は、事業者が負担する。

別紙7 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 事業者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 事業者は、本契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 事業者は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 事業者は、本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 事業者は、本契約による事務を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 事業者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

別紙8 リスク分担表

リスク分担表

対象	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市※1	民間
共通	応募手続	応募説明書の誤り、応募手続の誤り	○	
	法令変更	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		消費税率の変更	○	
		上記以外の税制度の新設・変更等		○
	住民対応	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		選定事業者が行う維持管理、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	選定事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		選定事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動（※2）	運営期間中の物価変動	△	△
	資金調達	事業に必要な資金の確保に係る費用		○
契約前	事業の中止・延期	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		選定事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		上記以外のもの	○	○
維持管理・運営	構成員の能力不足等	選定事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力(※3)	不可抗力による損害	○	△
	応募費用	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	優先交渉権者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	○	○
		上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
	運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		選定事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	選定事業者の行う維持管理運営業務の内容が委託契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
		選定事業者の帰責事由によるもの		○
		市の帰責事由によるもの	○	
維持管理・運営	施設等の損傷	要求水準書に記載のない施設・設備・備品の損傷（※3）	○	△
		選定事業者の帰責事由によるもの		○
		給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
	需要変動	生徒数の変動によるもの（※4）	△	○
		残滓の変動		○
		検収時における調達食材の異常	○	
	異物混入	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	

対象	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市 ※1	民間
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		調理・配送業務における異物混入等		○
		配膳室から生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
	アレルギー対応リスク	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		突発的な発症	○	
		調理段階における禁忌物質の混入		○
		配送校・配膳指示の誤り		○
	配送の遅延リスク	交通混雑による遅延（※5）	△	○
		不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
		調理の遅延による遅延		○
		配送車両の交通事故による遅延		○
		食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大リスク	配送校の変更による運搬費の増大（※6）	○	△
		燃料費の高騰による運搬費の増大（※7）	○	△
		交通事情の悪化等による運搬費の増大		○
移管	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

（※1）市には施設利用者を含む。

（※2）一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。

（※3）不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のものは選定事業者、範囲を超えるものは市。

（※4）生徒数の変動による食数変動については、一定範囲の食数担保は、市で実施する。

（※5）交通混雑事由により、市と選定事業者で協議。

（※6）市と選定事業者で協議。

（※7）一定範囲の変動は選定事業者、それ以上の変動は市。